

市県民税の申告と所得税の確定申告

正しい申告と早めの提出を!!

～受け付けは2月16日(月)から3月16日(月)まで～

今年も、税金の申告時期が近づいてきました。準備はもうお済みですか。例年、申告期限の間際になると、窓口は大変混み合います。早めに準備をして、混雑しないうちに申告を済ませましょう。

また、税務署職員による出張申告指導や、税理士による無料申告相談も行われますので、ぜひご利用ください。

申告受付期間と会場

◇市県民税の申告および所得税・消費税の確定申告

【受付期間】

2月16日(月)～3月16日(月)
※給与所得および年金所得者の還付申告のみ2月9日(月)から受け付けます。

【受付時間】

午前8時30分～午後5時

【会場】

●市役所南分館（本庁舎南側）

※南分館駐車場が満車の場合は、旭二中東側の市役所駐車場をご利用ください。

- 海上支所3階会議室
- 飯岡支所2階会議室
- 干潟支所1階会議室

申告が必要な方

〔市県民税の申告〕

今年の1月1日現在、旭市内に住んでいて、平成20年中（1月～12月）に次のような所得のあった方は、市県民税の申告が必要です。

- ▼営業、農業、不動産、利子、配当、給与、雑、譲渡、一時、山林などの所得があった方
- ※税務署へ所得税の確定申告書を提出した方、給与所得だけで勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている方は市県民税の申告書を提出する必要はありません。

―無収入でも申告を！―

昨年中、年齢や無収入等で所得の無かった方でも、各種証明書の発行や国民健康保険税の軽減、児童手当などの給付に必要な所得のなかった人の記入欄の該当個所に記入して提出してく

ださい。

〔所得税の確定申告〕

次のいずれかに該当する方は、所得税の確定申告が必要です。

- ▼事業所得や不動産所得、年金所得などがある方で、平成20年中の所得金額が、基礎控除（38万円）とその他の所得控除の合計額を超える方
- ▼給与収入が、2,000万円を超える方
- ▼給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円を超える方
- ※ただし、20万円以下でも市県民税の申告は必要です。
- ▼2か所以上から給与を受けている方
- ▼同族会社の役員などで、その会社などから給与所得のほかに貸付金の利子や不動産の使用料の支払いを受けている方

申告のときに必要なもの

- ①申告書と印鑑
- ②給与所得者は、源泉徴収票ま

たは給与支払証明書

- ③営業・農業などの事業所得者は、収入と支出の分かる帳簿など

※固定資産税があるときは、納税通知書（課税明細も併せて）を持参してください。

- ④雑損、医療費、社会保険料、寄付金、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける方は、領収書や証明書など

※国民年金保険料についても、証明書の添付が必要となります。

- ⑤前年確定申告をした方は、申告書の「控」（申告書作成の参考になります）

申告の混雑解消にご協力を

●各経費、医療費は事前に集計を済ませてきてください。集計が済んでいない方は集計が終るまで順番を待っていた、だくことがあります。

●青色申告の方や収入が1,0

00万円以上ある方は青色申告会または税理士に依頼してください。

申告書の発送

▼所得税および消費税の確定申告書は1月23日(金)銚子税務署から発送予定です。

※「青色申告決算書」はすでに発送済み。

▼市県民税申告書は1月30日(金)発送予定です。

▼昨年度扶養家族として申告のあった方へは送付しません。



平成21年度から実施される 市県民税の税制改正

税制改正により、市県民税の内容が下記のとおり変更になります。

1. 寄付金控除制度の拡充

従来の所得控除方式から税額控除方式に変更されるとともに控除の上限額が総所得の25%から30%に引き上げられ、適用下限額も100,000円から5,000円に引き下げられました。また、新たに都道府県、市区町村に対して行った寄附金および都道府県、市区町村が条例で指定した団体への寄附金も対象となります。

※控除を受けるためには別途申告が必要です。

2. 住宅借入金等特別税額控除申告

昨年に引き続き、平成18年末までに入居した方で税源移譲のため平成20年の所得税額が減ったことにより、住宅ローン控除額を控除しきれなかった場合は、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を市役所に提出することで、平成21年度の市県民税から控除することができます。確定申告をする方は、控除申告書を確定申告書と一緒に、給与所得のみで確定申告をしない方は、控除申告書に源泉徴収票を添えて、3月16日(月)までに市役所または支所に提出してください(申告書は市役所または支所の窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます)。

2月2日(月)までに提出を

給与支払報告書・源泉徴収票

給料、賃金などの支払者は、受給者の住所地の市区町村に「給与支払報告書(市区町村提出用)」を作成し、提出してください。また、同時に作成された「源泉徴収票(受給者交付用)」をすべての受給者に交付し、給与支払金額が一定額以上のものは、税務署へも提出してください。青色申告をする事業主で、専従者給与を支払った方や、臨時の従業員に賃金等を支払った方も同様です。

償却資産の申告

平成21年1月1日現在で市内に事業用の償却資産を所有している方は、申告書の提出をお願いします。申告書は該当者へ送付しましたが、まだ届いていない方や内容で分からないことがある方は、税務課資産税班(☎62-5323)へお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

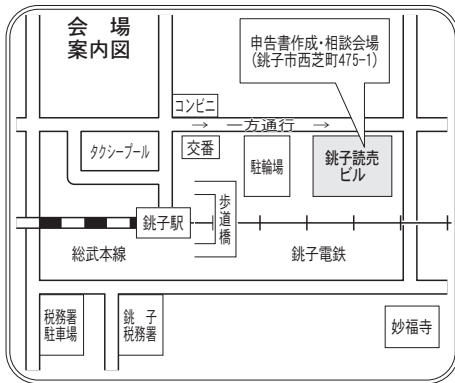
市県民税の申告
市役所税務課 (☎62-5321)
所得税の確定申告
銚子税務署 (☎0479-22-1571)

◆確定申告書の作成・相談
税務署では、申告納税制度の

※平成20年中に28万円以上所得のあった方は、市役所税務課へ問い合わせてください。

**銚子税務署職員による
確定申告書の受付**

設置期間 / 2月2日(月)～3月31日(火)
※土・日および祝日を除く。
開設時間 / 午前9時から午後5時まで
会場 / 銚子読売ビル2階(昨年同様 銚子市西芝町475-1 JR 銚子駅から徒歩3分)
※銚子税務署内には、申告書作成・相談会場は設けていません。



趣旨から、確定申告書等の提出書類については、「自書申告」を推進しています。申告書作成のアドバイスを希望される方は、源泉徴収票等の必要書類、印鑑、筆記具、使い慣れた計算器具を持参してください。

ご利用ください 税の無料相談

◆所得税・消費税・事業税・住民税申告書作成相談
受付時間 / 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

期 日	場 所
2月5日(木)	旭市働く婦人の家第1講習室

◆税務署の所得税・消費税の出張申告相談

受付時間 / 午前9時30分～正午、午後1時～4時

期 日	場 所
2月19日(木)・20日(金) 24日(火)・26日(木) 27日(金)	市役所南分館(本庁舎南側)
2月17日(火)・23日(月)	海上支所3階会議室
2月16日(月)・25日(水)	飯岡支所2階会議室
2月18日(水)	干潟支所1階会議室

※資産課税部門の出張申告相談がなくなりましたので、土地、家屋および株式などで譲渡所得のある方は、直接銚子税務署へ相談するか、最寄りの税理士へ依頼してください。

◆税理士の無料申告相談

受付時間 / 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

期 日	場 所
3月2日(月)～4日(水)	市役所南分館1階

インターネットで利用できるサービス(e-Tax等)

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) では、税に関するさまざまな疑問に答えるコーナーや、自宅のパソコンで所得税の確定申告や収支計算書を作成できるコーナーなどを利用することができます。また、e-Taxによる申告の申し込みがしてあれば、作成した申告書データを直接所管税務署へ送信することもできますので、ぜひご利用ください。